

平成29年度第1回 鳥取県手話施策推進協議会 次第

日時：平成29年5月24日（水）

午前10時～正午

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について

（2）平成29年度関連予算について

（3）手話バッジの活用方法について

（4）「県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（仮称）」について

4 その他

5 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	
	鳥取県東部聴覚障がい者センター	尾田 里美	
関係者団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	障害者福祉センターあさひ園園長	前根 隆彦	
	鳥取医療センター事務部長	徳永 正広	
教育	鳥取県立鳥取聾学校教頭	下田 研嗣	

オブザーバー	鳥取市障がい福祉課長	小野澤 裕子	
	岩美町福祉課長	坂口 雅人	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	御欠席
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	前田 誠司	
	NHK鳥取放送局企画編成部副部長	森脇 美佳	
	鳥取県病院局長	細川 淳	御欠席
	鳥取県警察本部教養課長	松原 信成	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	御欠席

事務局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長	宮本 則明	
	鳥取県ささえあい福祉局障がい福祉課長	小澤 幸生	
	鳥取県ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室長	明場 達朗	
	鳥取県教育委員会事務局参事監兼特別支援教育課長	足立 一穂	

平成29年度第1回 鳥取県手話施策推進協議会  
資料目次

- 1 鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について  
・・・P1～P2
- 2 鳥取県手話施策推進計画の数値目標項目に係る実績・・・P3
- 3 平成29年度予算関連・・・P4～P6
- 4 手話関連基本データ・・・P7～P8
- 5 手話バッジの活用について・・・P9
- 6 あいサポート条例（愛称）素案の概要・・・P10～P11

（別冊）鳥取県手話施策推進計画 [平成27年3月策定]

鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について

計画	【実施施策】	【予定施策】	平成28年度取組状況	平成29年度取組予定
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進				
ア 地域、職場等における手話の普及				
【実施施策】				
	・県民向けミニ手話講座の開催		平成26年度から夏休み親子講座を開催(中部3回、西部3回)。 ・平成26年度:36回開催・484人受講 ・平成27年度:36回開催、403人受講 ・平成28年度:36回開催、221人受講	親子ミニ手話講座やミニ手話講座を各圏域で開催 ・36回開催予定
	・手話学習会開催事業費等補助金		平成27年度から、企業等の事業者に加えて、10人以上の手話学習グループを補助対象に追加。学校PTAや地域住民を対象とした手話学習会が開催されるなど、地域や職場で手話を学ぶ取組が拡大している。 ・平成26年度:11件申請、36回開催・延べ471人受講 ・平成27年度:16件申請、40回開催・延べ784人受講 ・平成28年度:19件申請、74回開催・延べ1,609人受講	手話学習会を開催する企業等、10名以上のグループ単位で開催する手話学習会に補助金を交付 ・80回開催予定
	・手話サークル等助成事業費補助金		鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援。	鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援。
	・手話パフォーマンス甲子園の開催		全国から集まった高校生チームが手話によるパフォーマンスを披露する大会を実施。幅広い世代への手話の普及につながった。 ・第1回大会:平成26年11月23日開催(鳥取市:県民ふれあい会館) 全国から41チームが応募、20チームが本大会出場。 ・第2回大会:平成27年9月22日開催(米子市公会堂) 47チームの応募があり、20チームが本大会出場。 ・第3回大会:平成28年9月25日開催(倉吉未来中心) 61チームの応募があり、20チームが本大会出場。	若い世代である高校生をターゲットに、手話によるパフォーマンスを披露し発信する場を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうため全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催するもと。 ・開催日:平成29年10月1日(日) ・場所:とりぎん文化会館
	・手話啓発イベントへの助成		鳥取県聴覚障害者協会が開催した「2016年度鳥取県手話フォーラムinとっとり」の運営費に対し助成を行った。 ・平成28年11月10日(日)、県民ふれあい会館 ・内容:講演、アトラクション(岐阜ろう劇団「いぶき」による公演等)	手話を使ったパフォーマンスを通して手話の楽しさを知り、県民に手話の魅力を発信することで手話に対する理解を広めることを目的に鳥取県手話フォーラムを開催する。 ・平成29年11月5日(日)開催予定
イ 教育における手話の普及				
【実施施策】				
	・手話普及支援員派遣制度(手話普及コーディネーターの配置を含む)		手話普及コーディネーターが調整し、各学校へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート	手話普及コーディネーターが調整し、各学校へ手話普及支援員を派遣し、学校での手話学習を協力サポート。派遣先について私立高校を対象外に(教育・学術振興課が講師派遣を補助)、幼稚園・保育所・認定こども園を追加
	・手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進		小学校新1年生分のハンドブックを増版・配付	・小学校新1年生分のハンドブックを増版・配付 ・中学生・高校生向けの教材を作成・配付予定
	・聾学校との交流学習の推進		聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施	聾学校のある地域の学校との交流や在籍幼児児童生徒の居住地の学校との交流、聾学校と難聴学級との交流を実施
【予定施策】⇒【実施施策】				
	・学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定		全小・中・高等学校において窓口役を指名(各学校長が指名)	全小・中・高等学校において窓口役を指名(各学校長が指名)
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信				
【実施施策】				
	・行政職員向け手話講座の開催		鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座を開催。 ・入門編:6~9月 東中西 各12回	鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座を開催。 ・入門編(ステップ1):7~9月 東中西 各9回 ・入門編(ステップ2):11~2月 東中西 各11回
	・知事定例記者会見・議会議中継等での手話通訳者配置		知事定例記者会見、議会議中継等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。	知事定例記者会見、議会議中継等に手話通訳者を配置し、県政情報発信の情報保障を行っている。
	・[再掲]手話学習会開催事業費等補助金		[再掲] 平成27年度から、企業等の事業者に加えて、10人以上の手話学習グループを補助対象に追加。学校PTAや地域住民を対象とした手話学習会が開催されるなど、地域や職場で手話を学ぶ取組が拡大している。 ・平成26年度:11件申請、36回開催・延べ471人受講 ・平成27年度:16件申請、40回開催・延べ784人受講 ・平成28年度:19件申請、74回開催・延べ1,609人受講	[再掲] 手話学習会を開催する企業等、10名以上のグループ単位で開催する手話学習会に補助金を交付 ・80回開催予定

## (2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実		
【実施施策】		
・手話通訳者養成研修・派遣事業	○手話通訳者養成研修修了者数 ・平成26年度修了者数:通訳Ⅰ 15名、通訳Ⅱ 10名 ・平成27年度修了者数:通訳Ⅰ 13名、通訳Ⅱ 12名 ・平成28年度修了者数:通訳Ⅰ 8名、通訳Ⅱ 9名 ○手話通訳者派遣件数 ・平成25年度 693件(1,235人) ・平成26年度 1,112件(1,813人) ・平成27年度 1,031件(1,655人) ・平成28年度 1,048件(1,673人)	○手話通訳養成研修の開催 ・通訳Ⅰ:東部 20名、西部 20名 ・通訳Ⅱ:東部 20名、西部 20名 ・通訳Ⅲ:中部 20名 ○催事等へ手話通訳者を派遣する。
・手話通訳者トレーナーの配置	手話通訳者トレーナー稼働件数 ・平成26年度 61件 ・平成27年度 106件 ・平成28年度 120件	手話通訳者の通訳現場等にトレーナーを派遣し、手話通訳者の業務相談、助言、援助を行い、手話通訳技術の向上を図る。
イ 聴覚障がい者相談事業の充実		
【実施施策】		
・聴覚障がい者相談員	鳥取県聴覚障がい者センターにおける相談実績 ・平成25年度 2,409件 ・平成26年度 2,380件 ・平成27年度 2,656件 ・平成28年度 2,640件	東中西の各圏域(センター)に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者等の相談・指導を行う。
【予定施策】		
・手話学習者等による見守り手話ボランティア	未実施。今後検討。	今後検討。
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進		
【実施施策】		
・鳥取聾学校地域支援部の充実	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体からの要請に応じて研修会開催等の支援を実施	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体からの要請に応じて研修会開催等の支援を実施
・手話検定等受験料助成制度	教職員の手話検定料及び通信教育受講料の補助 ・平成27年度 聾学校教職員の受験者数 54人 聾学校以外の教職員 12人 ・平成28年度 聾学校教職員の受験予定者数 59人 聾学校以外の教職員 14人	教職員の手話検定料及び通信教育受講料の補助 ・平成29年度 聾学校教職員の受験予定者数 56人
・教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上	・教職員手話研修会を実施(月1回程度) ・初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催 ・聾学校において聴覚障がいに関する専門研修会の開催	・教職員手話研修会を実施(月1回程度) ・初任者・転入職員対象の聴覚障がい基礎研修会の開催 ・聾学校において聴覚障がいに関する専門研修会の開催
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出		
【実施施策】		
・遠隔手話通訳サービス(+代理電話支援サービス)	平成25年度から実施している遠隔手話通訳サービスに加え、平成27年度から電話リレーサービス(代理電話)を開始。電話リレーサービスの利用が多く、難聴者・中途失聴者からも利用申込みがある。 ・遠隔手話通訳サービス利用件数 平成25年12月～平成29年3月 356件 ・電話リレーサービス利用件数 平成27年4月～平成29年3月 1,044件	鳥取県聴覚障害者協会及び民間事業者に委託し、遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービスを実施する。
【予定施策】⇒【一部実施施策】		
・ろう者向けICT学習会	・遠隔手話通訳・電話リレーサービスの使用方法を講習し、利用促進を図った。 東部:平成28年12月25日 参加者11名 中部:平成28年12月17日 参加者14名 西部:平成28年12月11日 参加者14名 ・災害時等での情報獲得の重要性、タブレット等の活用について講習会を開催した。 平成29年1月26日 参加者26名	ろう者等を対象としてICT(情報通信技術)の活用方法等に関する学習会を開催する。
・[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア	[再掲]未実施。今後検討。	[再掲]今後検討。
オ ろう者が働きやすい環境づくり		
【実施施策】		
・聴覚障がい者就労支援事業	聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣。 ・平成26年12月～平成27年3月 5件(内容:職場見学、面談) ・平成27年度 15件(内容:職場見学、面談) ・平成28年度 20件(内容:職場見学、面談)	聴覚障がい者が就職活動で面談等を行う場合に、要請に応じて手話通訳者を派遣する。
カ とつとりの手話の文化的発展		
【実施施策】		
・とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付。 ・高齢ろう者の手話を動画に記録 ・平成28年11月6日に開催された「鳥取県手話フォーラムinとつとり」において成果発表が行われ、新たな手話表現等が紹介された。	とつとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資する取組に対して補助金を交付。 ・東中西各圏域の高齢ろう者の手話を動画に記録 ・「鳥取県手話フォーラム」において成果を発表する。

数値目標項目に係る実績

区分	H24	H25		H27	H28		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	41人	53人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.75人役	4.41人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,655件	1,673件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業								
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	1,187人/年	1,851人/年	→	2,500人/年	H25並み
※開催回数 39回 76回 113回								
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金								
手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催								
学校における手話の取組の実施率			→			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定								

(参考1) 登録手話奉仕員数 平成26年度：72人、平成27年度：75人、平成28年度：76人

## 平成 29 年度関連予算

### 【障がい福祉課】

#### ①手話の普及

(単位:千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
ミニ手話講座の開催	2 時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。	1,630	
手話学習会等補助金	企業等が開催する手話学習会開催経費等に係る補助金	1,220	
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金	600	
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金	800	
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金	65	
(H29 新)中国地区合同手話研修への補助	中国地区合同手話研修会開催経費に係る補助金	100	中国各県持ち回り開催
合 計		4,415	

#### ②手話を使いやすい環境整備

(単位:千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。	15,005	
音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。	869	
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	6,423	
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	31,578	
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	8,609	
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,226	
手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成	手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を県が全額助成する。	324	
鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。	368	
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100	

聴覚障がい者相談員 設置事業	3 圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	21,967	
合 計		86,469	

③手話パフォーマンス甲子園

(単位:千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園非常勤職員（情報発信担当）	手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員 1 名を配置する。	1,895	

④聴覚障がい者センター関連経費

(単位:千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,985	

⑤要約筆記事業

(単位:千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。(H29 新) また、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,108	
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	7,328	
合 計		16,436	

【特別支援教育課】

①ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位：千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者・転入職員対象の研修会を開催する。	9	
手話講座の開催	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。	252	
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。	230	
手話講座等への参加経費の助成	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成する。	240	
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料(補助率 10/10、1 回分)及び通信教育受講料(補助率 1/2、上限 1 万円)を補助する。	1, 111	
手話通訳者の派遣	校内研修会、P T A会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。	1, 028	
合 計		2, 870	

②すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位：千円)

平成 29 年度当初予算			摘 要
区 分	事業内容	当初予算額	
(H29 新) 手話言語条例学習教材の作成・配布	手話言語条例の基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関するろう者の歴史をテーマとした学習教材を作成・配布する。	2, 497	
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター(東部・中部、西部に非常勤職員を各 1 名配置)及び手話普及支援員(ボランティア)を配置し、学校への派遣を行う。	10, 400	
聾学校幼児児童生徒との交流学习	鳥取聾学校と交流中の4校をモデル校とし、課題を整理して今後の交流の拡大に繋げる。	200	
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。	165	
手話ハンドブックの配布(新1年生分)	小学校1年生に手話ハンドブックを配布し、手話への興味関心を深める。	1, 556	
指文字タペストリー作成・配布	指文字タペストリーを作成し、小学校に配布することで、指文字への興味関心を深める。	816	
合 計		15, 634	

## 手話関連基本データ

### 1 鳥取県内のろう者数（推定値）

- ・鳥取県内の身体障害者手帳所持者数（聴覚障がい） 2,894名（平成29年3月末）
- ・このうち、ろう者は約500名と推定

### 2 鳥取県内の登録手話通訳者数等

- ・手話通訳者数 53名（平成29年3月末）  
※平成25年3月：32名 → 平成26年3月：35名 → 平成27年3月：41名 → 平成28年3月：41名
- ・手話奉仕員数 76名（平成29年3月末）

### 3 手話通訳者派遣事業の状況

（単位：件）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
414	461	693	1,112	1,031	1,049

※講演会等の派遣のみ。個人派遣は含まない。

### （参考） 要約筆記者派遣事業の状況

（単位：件）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
73	90	94	146	164	185

※講演会等の派遣のみ。個人派遣は含まない。

### 4 手話通訳者養成研修等の状況

#### （1）手話通訳者登録試験受験者・合格者数

	受験者数	合格者数	合格率
平成24年度	12	3	25%
平成25年度	12	4	33%
平成26年度	17	2	12%
平成27年度	28	11	39%
平成28年度	13	1	8%

#### （2）手話通訳者養成研修修了者数

	基本課程 （通訳Ⅰ）	応用課程 （通訳Ⅱ）
平成24年度	7	7
平成25年度	9	4
平成26年度	15	10
平成27年度	13	12
平成28年度	8	9

※平成26年度～基本課程を通訳Ⅰに改称、平成27年度～応用課程を通訳Ⅱに改称

#### （3）手話奉仕員登録試験受験者・合格者数

	受験者数	合格者数	合格率
平成24年度	38	10	26%
平成25年度	26	11	42%
平成26年度	42	20	48%
平成27年度	32	11	48%
平成28年度	38	12	32%

#### （4）手話奉仕員養成研修修了者数

	入門課程 （入門編）	基礎課程 （基礎編）
平成24年度	45	9
平成25年度	76	32
平成26年度	96	44
平成27年度	85	69
平成28年度	83	66

※平成26年度～入門課程を入門編に改称、平成27年度～基礎課程を基礎編に改称

(5) ミニ手話講座受講者数

	開催回数	受講者数
平成 25 年度	1 2	3 0 2
平成 26 年度	3 6	4 8 4
平成 27 年度	3 6	4 0 3
平成 28 年度	3 6	2 2 1
合 計	1 2 0	1, 4 1 0

(6) 手話学習会補助金の活用実績

	申請件数	開催回数	受講者数
平成 25 年度	1 5	2 7	9 4 0
平成 26 年度	1 1	3 6	4 7 1
平成 27 年度	1 6	4 0	7 8 4
平成 28 年度	1 9	7 4	1, 6 0 9
合 計	6 1	1 4 7	3, 8 3 6

※平成 27 年度～企業等の事業者に加えて、10 人以上の手話学習グループを補助対象に追加

5 遠隔手話通訳・電話リレー

(1) 利用実績

	遠隔手話通訳			電話リレー			備 考
	利用件数			利用件数			
	平日	休日	合計	平日	休日	合計	
平成 25 年度 (12 月～)	33 件	—	33 件	—	—	—	12 月 遠隔手話通訳サービス開始 県庁、障がい福祉課に端末設置
平成 26 年度	59 件	22 件	81 件	—	—	—	6 月 駅・バスターミナルに端末設置 8 月 土日祝日もサービス提供開始 12 月 県立図書館に端末設置
平成 27 年度	11 件	23 件	34 件	238 件	39 件	277 件	4 月 電話リレーサービス開始
平成 28 年度	53 件	19 件	72 件	435 件	55 件	490 件	
合 計	156 件	64 件	220 件	673 件	94 件	767 件	

(2) モニター登録者数 (平成 29 年 3 月末)

56 名 (遠隔&電話 40 名、遠隔 3 名、電話 13 名)

6 手話通訳トレーナー

(1) 稼働件数

	稼働件数	通 訳 者	奉 仕 員
平成 26 年度	6 1	1 3 9	3 4 5
平成 27 年度	1 0 6	1 0 0	1 2 1
平成 28 年度	1 2 0	1 2 0	1 3 4

## 手話バッジの活用方法について

鳥取県障がい福祉課

- 平成26年度の情報アクセス・コミュニケーション研究会において、
  - ・手話ができる人かどうか外見ではわからない。手話ができる人、勉強中の人は何か外観上分かるようバッジのようなものを付けてくれると、ろう者から話しかけやすい。
  - ・あいサポートバッジが県内外に広がっているので、このデザインを活用したものはどうか。という意見があった。
- このことを踏まえ、あいサポートマークに「手話」を表す両手を添えたデザインを、当協議会委員の皆様にご相談しながら決定し、平成29年3月にバッジを作成(2,000個)。
- 当初、バッジの装着者は、手話通訳者、手話奉仕員、ミニ手話講座や手話学習会の受講者など、挨拶程度の手話ができる人からを想定していた。
- 平成28年9月の県議会において、手話で日常会話ができることがわかるよう、バッジやシール等による見える化をしてはどうかという質問があった。

### ■平成28年9月議会の問答

問) ろう者が話しかけやすい環境整備が必要。手話で日常会話ができることがわかるよう、バッジやシールなどの目印により見える化してはどうか。

答) 関係者とも協議し、どういうレベルの人に着けてもらうか、着ける人の資格等で工夫していきたい。

- ◎については、手話バッジをどういう所でどの人に付けてもらうか検討したい。

例：手話で日常会話ができる人（手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、手話検定3級以上合格者）



今回作成した手話バッジのデザイン

## 1 制定の目的

# あいサポート条例（愛称）素案の概要

本県が取り組んできたあいサポート運動を更に発展させ、障がい者が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目的とします。

## 2 条例案の内容

「障がい者が暮らしやすい社会をつくるために、行政、事業者、県民が、それぞれお互いに協力して行うこととします。」

- ・県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進します。
- ・障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。
- ・障がい者が障がいのない者と同様な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障します。
- ・災害が発生した場合において、障がい者が安全・安心に避難し、生活できるよう支援します。
- ・障害福祉サービスの充実、虐待防止の促進、医療・福祉等の連携、教育環境の整備、就労の促進、文化芸術・スポーツの推進に取り組みます。

### 【行政の役割】

- ・行政の作成する障がい者に関する計画に施策を定め、障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

### 【事業者の役割】

- ・事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するようにします。

### 【県民の役割】

- ・県民は、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力します。

### 【行政・事業者・県民がみんなで取り組む施策】

#### 【あいサポート運動の推進】

- ・障がい者が困っているときにちょっとした手助けをするなどの「あいサポート運動」に県民全体で取り組みます。
- ・支援が必要との表示を身に付けている障がい者等に対し、求めがあった場合に手助けをします。

#### 【障がい者差別解消相談支援センターの設置】

- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者差別解消相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）を設置します。
- ・相談支援センターにおいて相談者への助言や関係機関と連携した相談者への支援を行うとともに、県民への啓発等を行います。

#### 【情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障】

- ・障がい者とのコミュニケーションでは、視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、言語・音声機能障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、それぞれの特性に応じた方法でコミュニケーションを行い、障がい者が円滑に情報を取得することができるような方法で情報を発信します。

#### 【災害時における障がい者の支援】

- ・平時から、災害発生時に障がい者に対する必要な対応ができるよう、地域における支え愛マップなどの仕組みづくりに取り組みます。
- ・災害が発生した場合に、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの障がい者に対し、障がいの特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が安全・確実に避難できる仕組みをつくります。
- ・避難所では、障がいの特性に応じて、情報提供の徹底、生活上必要な配慮をします。また、避難所の円滑な利用のため施設・設備の充実を図ります。

#### 【障がい者の自立及び社会参加の推進】

- ・障がい者福祉に関する制度の新設や拡充などサービスの充実を図ります。また、意思決定ができない障がい者への支援に関する体制整備等を図ります。
- ・医療・歯科医療について配慮の必要な障がい者が安心して暮らせるよう、医療・福祉・保健・教育などの関係分野での連携を一層進めます。
- ・障がい者が、障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、点字図書などコミュニケーションを保障する支援をします。
- ・県民が年少期から障がいや障がい者について学ぶ機会をつくっていきます。
- ・障がい者の希望に合う就労ができるようにしていきます。また、障がい者が中心に働く事業所において、賃金等が高くなるようにしていきます。
- ・障がい者の芸術文化やスポーツを推進するため、その機会の確保や環境の整備などを行います。

## あいサポート条例の構成（案）

障がい福祉課

### （１）目 的

障がい者が、その人格と個性を尊重され、地域社会の中で安心して生活することができる社会の実現を目指すもの。

### （２）障がい者への理解の促進

あいサポート運動を展開するとともに、障がい者に対する理解が促進されるよう啓発に取り組む。

### （３）障がいを理由とする差別の解消

必要な啓発活動を行うとともに、相談者への支援を行うための窓口を設置する。

### （４）情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

生活などに関する相談体制を整備する。意思疎通に当たっては、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いる。

### （５）災害時における障がい者の支援

支え愛マップをはじめ平時から支援の地域づくりに取り組むとともに、災害時には障がいの特性に応じた対応に努める。

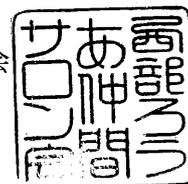
### （６）障がい者の自立及び社会参加の推進

福祉サービスの充実、虐待防止の促進、教育環境の整備、就労の促進、芸術文化及びスポーツの推進等に取り組む。

平成28年7月29日

鳥取県手話施策推進協議会  
会長 石橋 大吾 様

西部ろうあ仲間サロン会  
代表 森田 忠正



### 西部ろうあ仲間サロン会における手話の普及及び ろう者に対する理解促進の取り組みの実施について（要望）

平成25年に制定された、鳥取県手話言語条例（以下「条例」）第8条第1項に基づき、「手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定められた、鳥取県手話施策推進計画をさらに具現化するための一助として、当団体の活動に対しご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私ども西部ろうあ仲間サロン会（以下「サロン会」）の取り組みは、高齢ろう者の問題を解決すること、そして、鳥取県手話言語条例およびあいサポート運動の理念の具現化を目的に有志が集まり、昨年秋より活動を開始し、4月に民家を借りサロンをオープンしました。常設型のサロンはサロン会が鳥取県内では初めてです。詳細は別紙資料をご覧ください。

サロン会が要望させていただきたい内容は下記のとおりです。要望内容は、手話施策推進計画の手話施策推進方針（1）手話の普及、ろう者に対する理解促進に共鳴するものであります。

**サロン会の取り組みを手話普及及び聴覚障がい者に対する理解を促進するための一つの実践モデルとして、補助事業の創設をご検討ください。補助事業の充実により、その他の圏域にも同様の取り組みが広がることを期待しています。**

#### サロン運営にかかる費用の補助

県知事のお言葉を借りれば、障がいのある方々を「隣人として支え合っていかなければならない存在」と考え、共生社会の実現を図ろうとすれば、地域住民とどのように関わり交流を図るべきか実践を重ねる必要があります。手話言語条例により多くの県民が手話に親しむ環境ができてきていますが、残念ながら興味関心のある方々のみの広がりにとどまっているように思えます。私たちは、「地域に溶け込む」ことを重要視し、一般県民とごく自然に関わることからろう者とのコミュニケーションが広がることを期待しています。ろう者を理解するためには、想像力と実践力が必要です。そのことが一般県民に感覚的に浸透すれば、災害時やその他支援が必要なときには自然と方法がわかるということにつながります。また、そのような関係性が成立すれば、ろう者が住民として地域に必要な支援を行うことができます。それこそが真の共生社会です。サロン会では、自治会や校区、民生委員との連携を図り、その実践活動を徐々に広げていきたいと計画しています。

また、手話学習者の中でもろう者の暮らしを体感している方は少ないように感じています。手話サークルではろう者との交流はできても、生活を知る空間にはなりにくいと思われれます。将来手話通訳者をめざす方々を増やすことは喫緊の課題です。そのような人材育成にもサロン会は貢献できると考えております。

サロン会では、運営にかかる費用をカフェ経営や手話学習会の開催、その他の活動での事業収入を確保するほか、賛助会員・協賛企業等からのご支援、民間等の助成金の活用などを考えておりますが、経常的経費やさらなる充実をめざすための予算確保には相当な負担がかかります。ちなみに、今年度の運営については、日本財団およびその他の民間団体より一部助成金を受けております。

サロン会の取り組みは、鳥取県の描く共生社会および手話の普及の実現に必ず効果をもたらすと確信しております。何とぞご検討いただきますようお願い申し上げます。

### **難聴者支援についての活動にかかる費用の補助**

鳥取県手話言語条例での手話をとりまく対象者は、「ろう者」および「ろう者以外」と整理されており、「ろう者以外」に含まれる難聴者への施策はまだ進んでおりません。

難聴者は障がいの状態も非常に幅が広く、身体障害者手帳交付の対象外の方も多くおられます。平成27年度に策定された「新オレンジプラン」にも、認知症の危険因子として難聴があげられているほど、聴覚障がいは深刻な問題をはらんでいます。

今年度、サロン会では、鳥取県社会福祉協議会によるボランティア・市民活動助成事業の支援を受け、難聴者向け「手話を楽しむ会」を開催することとしています。継続的に同企画を行うことで、難聴者の実態を把握することができるとともに、難聴者のよりどころとしてもサロン会が貢献できる計画を推進して参ります。サロン会をスタートさせてから、地域の難聴者から相談が届くようになりました。ぜひ、この計画にご賛同いただき、ご支援いただきますようお願い申し上げます。なお、この取り組みを実施するに当たっては、難聴者当事者はもとより要約筆記の会等との協同で行います。



## ■高齢化社会の中の高齢聴覚障がい者の問題を直視する■

すべての地域において高齢化が進む中、聴覚障がい者の高齢化も確実に進んでいます。聴覚障がい者は、情報収集や情報発信などにおいて、一般の高齢者に比べ非常に困難を伴います。このため、孤立化、引きこもり、病気の重篤化、孤独死などの危険性が高くなり、生きがいを失い、老人性うつ病にもなり易い状況にあります。平成27年度に策定された「新オレンジプラン」にも、認知症の危険因子として難聴があげられているほど、聴覚障がいは深刻な問題をはらんでいます。

また、ここ数年、県内で何人もの高齢聴覚障がい者が亡くなっていますが、2例の孤独死が発生しています。どちらも数日から1週間、誰にも気づかれぬままお亡くなりになりました。社会で深刻化している問題を聴覚障がい者にどのようにあてはめ、対処していくかは喫緊の課題です。

聴覚障がいのある高齢者の多くは、コミュニケーションの問題を抱えています。コミュニケーションを取ることは生きる権利にもつながる重大なことであるにもかかわらず、聴覚障がいのない者にとってはそのことへの理解が困難なのです。高齢聴覚障がい者の中には、高齢者施設のサービスを受けたくても利用者や職員とのコミュニケーションが取れないことから利用を拒み、集団の孤立より独居生活を選択する方もいます。また、やむなく福祉施設に入所してもコミュニケーション環境に支障があり、精神疾患を罹患する聴覚障がい者も出現しています。その他、高齢者施設利用までは行かないものの、足腰が弱ると次第に外出を拒むケースも出てきます。高齢により歩行困難等が発生している方はさらに深刻で、コミュニケーション能力はあっても、交流の場に行けないという困難が生じるのです。この深刻な状況は高齢化社会の到来で待ったなしの状態です。

## ■活動理念■

上記のような状況を踏まえ、私たちは活動を始めました。

高齢聴覚障がい者が気軽に集まりゆっくり過ごせる場所がほしい。情報もたくさん共有したい。地域の人に手話の輪を広げたい。聞こえないということを知ってほしい。いろいろな思いで取り組みを始め、そして思いを形にするために、聴覚障がい者向け常設型サロンを開設することになりました。県内では初めての取り組みです。集う場の確保及び定着が地域全体で聴覚障がい者を支え、また、聴覚障がい者自身も地域を支える存在となると確信しています。

### 聴覚障がい者のよりどころの確保

高齢聴覚障がい者は、聴覚障がいゆえに教育、職業、社会生活全般において長年あらゆる問題や差別に直面し、苦勞を重ねてこられました。私たちは、その方々に対し尊敬の意も込めながら、これからの人生の中に居心地の良い空間を提供します。

### 人を育む

交流を通して聞こえないということの理解が広がれば、どんな配慮が必要かわかるようになります。それが当たり前になれば、特別なことは減っていく。私たちは、多くの理解者を増やしていきます。

特に次代を担う子どもたちや若者へは期待をします。高齢ろう者からは差別の歴史を、そこから体得した力を直接「語り部」として伝えていただきたい。また、若手の聴覚障がい者からはどんな生活をしているのか、社会に出て感じていることなどを話してほしいと考えます。このことは、聴覚障害のある児童・生徒へは、将来の自分像を作り上げるための機会となり、聞こえる子どもたちには、差別を否定する気持ちや相手を知る大切さを直に学ぶ機会となります。その時間は、子どもたちにとっては「生き方」の学習となるはずです。

### 地域に溶け込む

私たちは、私たちにできる、私たちだからできる活動で共生社会の実現を目指します。

## ■事業実施に至るまでの経緯（西部ろうあ仲間サロン会発足の経緯）■

平成18年より6年間、助成金や市町村補助金を受けながら特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうにより高齢聴覚障がい者ミニデイサービス事業\*（行政からの補助事業となったときに聴覚障がい者生活支援事業に改称）が展開されていましたが、現在は西部地区では実施されておらず、高齢ろう者の一部でミニデイサービス事業の再開を願う意見が高まります。しかし、実施は困難であり、その間に再開を切に願った高齢ろう者もその思いむなしく亡くなってしまいました。

故人の思いを何とか形にしたいと思いつつも実現できないもどかしさを感じていた森田忠正が、手話通訳者等に声かけをしたところ、多くの賛同を得られ、活動することを決意した次第です。

現在は、月2回の聴覚障がい者サロン事業の他、下記の取り組みを実施計画しております。なお、今年度の運営については、日本財団より活動費の一部助成を受けている他、他団体の助成事業にも申請中です。

また、その取り組みにとどまらず、鳥取県が提唱するあいサポート運動の精神や手話言語条例に共鳴し、それら施策を間接的に推進する取り組みも盛り込みたいと考えました。私たちサロン会では、高齢ろう者の問題を解決すること、また、鳥取県手話言語条例およびあいサポート運動の理念の具現化に向けた行動を始めることとなりました。

また、今年度中にNPO法人を取得する予定で準備を進めております。

※活動目的と内容：ろう者の居場所作り

（ゆたかなコミュニケーションの保障・情報の確保・必要な支援の提供）

## ■西部ろうあ仲間サロン会の特徴■

構成員：役員12名・サポーター15名・賛助会員約100名・協賛団体（企業）10団体（7/27現在）

### ①民家を借り上げて活動を進める

私たちは、「地域に溶け込む」ということを大きな柱としています。地域の中で、あたりまえに聴覚障がい者と聞こえる人との共存することこそが鳥取県の誇る「あいサポート運動」の精神や「鳥取県手話言語条例」で掲げるところの真の共生社会の実現に他ならないと考え、あえて負担のかかる民家を借りて活動をスタートさせました。福祉センターなどの利用で負担軽減する方法もありましたが、それでは目的を果たせないと、現在の方法を選んでおります。

### ②聴覚障がい者のためのバリアフリーの推進

室内は聴覚障がいを意識したバリアフリーを整備しています。

- ・屋内信号装置の設置：来客確認や火災発生を視覚情報により対応しています。
- ・聴覚障がい者が容易に使用できる緊急通報装置

トイレに呼び出しができる装置を付け、室内に光で知らせることで、だれもが緊急事態を感知することがすることができます。また、安否確認を視覚で行えるようトイレの扉も工夫しました。

- ・聴覚障がい者専用チャンネル視聴設備

手話およびリアルタイム字幕により、より多くの情報を知ることができます。

- ・スロープおよびトイレの設置：肢体不自由のある方に対応しています。

### ③多様な人材での構成

代表の森田忠正は、長年ろうあ運動に携わってきた功労者で、その他役員の約半数は聴覚障がい者です。また、役員およびサポーターなどは多様な職種、年代で構成されています。その他協賛団体には医療機関、社会福祉施設、補聴器店や教育活動団体など多様なネットワークでつながっています。

構成員の所有資格：手話通訳士、社会福祉主事、看護師、PT、ST、介護福祉士、保育士、教員、ケアマネ、福祉住環境コーディネーターなど

## ■活動内容■

- ・高齢聴覚障がい者サロン事業の実施（西部2市6町1村に予算化に向け要望中）
- ・難聴者への手話講座の実施（県社協より助成金を受け実施。9月実施予定）
- ・情報機器の活用（聴覚障がい者向けの福祉機器の設置の他、手話学習等を容易にする機材の整備）
- ・県立鳥取聾学校ひまわり分校との交流（夏休み子ども企画の実施）
- ・地域の幼稚園、小中高等学校や大学生との交流（総合学習や人権学習等への協力）
- ・企業を含む地域の方々との交流（校区を対象とした手話講座を開催予定）
- ・手話・要約筆記学習者への支援
- ・コミュニティ・カフェの実施（研修終了後オープン予定）

## ■期待される効果■

### 聴覚障がい者のよりどころの確保

聴覚障がい者同士の交流の中で様々な情報を取得し活用することで、自己決定を行うことができる。

### 人を育む

多様なコミュニケー方法を知るまたは習得することで、地域社会のコミュニケーション力全体を高めることができる。

私たちの取り組みの成果は、すぐに出てくるものではないのかもしれませんが。地域の方々の今後の人生のステージで障がいのある方との接点があったときに初めて活かされることを期待して活動を実践していきます。

## ■活動実績■

2015（平成27）年11月	団体設立に向けて関係者意思確認
2015（平成27）年12月	県との協議および予算要求
2016（平成28）年1月	団体発足会・準備開始
2016（平成28）年2月	県外視察（NPO法人岡山聴覚障害者支援センター）
2016（平成28）年3月	物件契約・町内会所属承諾（町内会総会にて主旨説明および挨拶）
2016（平成28）年4月	開所式（以降月2回聴覚障がい者サロン事業実施）
2016（平成28）年6月	鳥取県×日本財団助成プログラム交付決定 県社協ボランティア・市民活動助成事業決定 鳥取県非営利活動公益広報補助金交付決定
2016（平成28）年7月	サロン内改修工事開始・リニューアルオープン記念としてなつ祭り開催